

訪問看護ステーションころれ古市 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団更生会が開設する訪問看護ステーションころれ古市（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態、又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）や日常生活に障害のある方、心に障害がある方等に対し、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションころれ古市
- (2) 所在地 広島市安佐南区中須一丁目4番2号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤、看護職員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 看護師は常勤換算方法で2.5名以上配置
看護職員は、居宅において要介護者や日常生活に障害のある方、心に障害がある方等に対し療養上の世話を行う。
- (3) 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士は必要に応じ配置。
看護職員は、居宅において要介護者等や日常生活に障害のある方、心に障害がある方等に対し動作、適応能力の回復にむけた支援を行う。
- (4) 前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、8月14日から8月16日まで、12月29日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察

- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する訪問看護指示書（以下「指示書」という）の交付を受ける。

- 2 利用者に対し適切な訪問看護を提供するためには、開始に際し利用者またはその家族に対し利用手続きその他のサービスの提供方法、内容、利用料について文書を交付して説明し、理解と同意を得る。

(利用料その他の費用の額)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 当該事業が法定代理受領サービスである時には、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合認定証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 3 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市（安佐南区）とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、記録に残すこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。また虐待の防止のための指針を整備し、下記の責任者を定め、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所、従業者または養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による、虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかにこれを市町村に通報するものとする。

法令遵守責任者

齊藤 雄太

(苦情解決)

第12条 事業所は、訪問看護等に関する利用者またはその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するために、下記の責任者を定め、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

苦情解決責任者 齊藤 雄太

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、終結の日から5年間保存する。

3 事業所は、提供したサービスに関して、保険者等からの質問・照会・文書の提供等に応じ、苦情に関する調査に協力する。なお、市町村等からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(秘密の保持)

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(記録の保存に関する事項)

第14条 事業所は、訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（居宅介護サービス費の請求の根拠となる記録については5年間）保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 1年2回
- (3) 管理者研修 1年2回
- (4) その他の研修

2 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団更生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日一部改訂

この規程は、平成24年2月1日一部改訂

この規程は、平成24年6月1日一部改訂

この規程は、平成24年10月1日一部改訂

この規程は、平成25年3月1日一部改訂

この規程は、平成25年9月1日一部改訂

この規程は、平成25年9月17日一部改訂

この規程は、平成25年10月29日一部改訂

この規程は、平成25年11月11日一部改訂

この規程は、平成26年2月1日一部改訂

この規程は、平成26年2月8日一部改訂

この規程は、平成26年3月3日一部改訂

この規程は、平成26年4月16日一部改訂
この規程は、平成27年4月1日一部改訂
この規程は、平成27年6月1日一部改訂
この規程は、平成28年12月12日一部改訂
この規程は、平成29年4月1日一部改訂
この規程は、平成29年4月16日一部改訂
この規程は、平成29年7月16日一部改訂
この規程は、平成29年10月1日一部改訂
この規程は、平成29年11月16日一部改訂
この規程は、平成30年1月16日一部改訂
この規程は、平成30年2月16日一部改訂
この規程は、平成30年4月1日一部改訂
この規程は、平成30年6月16日一部改訂
この規程は、平成30年11月7日一部改訂
この規程は、平成31年1月16日一部改訂
この規程は、平成31年3月31日一部改訂
この規程は、令和2年1月16日一部改訂
この規程は、令和2年2月1日一部改訂
この規程は、令和2年7月1日一部改訂
この規程は、令和3年2月1日一部改訂
この規程は、令和3年4月1日一部改訂
この規程は、令和3年9月1日一部改訂
この規程は、令和4年4月1日一部改訂
この規程は、令和4年7月1日一部改訂
この規程は、令和4年9月1日一部改訂
この規程は、令和4年10月1日一部改訂
この規程は、令和4年11月1日一部改訂
この規程は、令和4年12月27日一部改訂
この規程は、令和5年 2月 1日一部改訂
この規程は、令和5年 4月 1日一部改訂
この規程は、令和6年 4月 1日一部改訂
この規程は、令和7年 4月 1日一部改訂
この規程は、令和7年 6月 1日一部改訂
この規程は、令和7年 6月 16日一部改訂